校長室より

自転車 交通違反「青切符」 反則金額決定 来年4月1日から取締り

250618

自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による取締りについて、政府は17日の閣議で「青切符」の対象となる113の交通違反について反則金の額を決定し、来年4月1日から取締りが行われることになりました。

主な自転車の交通違反に対する反則金の額です。

▽携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆる「ながら運転」は 1 万 2000 円。

▽遮断機が下りている踏切に立ち入ることは 7000 円。

▽信号無視は 6000 円。

▽逆走や歩道通行などの通行区分違反は 6000 円。

▽一時不停止は 5000 円。

▽ブレーキが利かないなど、

制動装置の不良は 5000 円。

▽傘を差したり、イヤホンを付けて音楽を聴いたりしながら運転するなど、都道府県の公安委員会で定められた順守事項に違反する行為は 5000 円。

▽無灯火は 5000円。

▽並んで走行する並進禁止違反は 3000 円。

▽2 人乗りは 3000 円。

来年4月以降の取締りの対象となるのは 16 歳以上とされていますが、中学生も当然守るべきことばかりです。今日からすぐに、自分の自転車の乗り方を振り返って、改めるべきことは改めましょう。